

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月5日

中止

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事・市区町村長等 |
| | <input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 奈良県 |
| 3. 市区町村名 | 奈良市 |
| 4. 届出番号 | 11 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 120-2 |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/6/7200.html |

執行機関名 奈良市長

不妊治療費用の補助に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1) 法定事務 | (2) 独自利用事務 |
|--------------------------------|---|--|
| ①事務の名称 | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 特定不妊治療を受けた夫婦に対する治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| ②番号法別表第1の項 | 98 | |
| ③番号法別表第2の項 | 120 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奈良市条例第42号)第4条第1項別表第1第10の項 特定不妊治療を受けた夫婦に対する治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年五月三十日法律第五十号)第1条 | 奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施規則 第1条、第3条第1項第1号 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | 第一条 この法律は、難病(発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。以下同じ。)の患者に対する医療その他難病に関する施策(以下「難病の患者に対する医療等」という。)に関し必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。 | 第1条 この規則は、特定不妊治療については、1回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから、特定不妊治療費助成金(以下「助成金」という。)を交付することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。 第3条 助成金の交付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、市内に住所を有し、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 特定不妊治療を受けた夫婦であって、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断されたものであること。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施規則 |